

平成 22 年 6 月 18 日

横浜市障害者スポーツ文化センター横浜ラポール指定管理者（第 2 期）

申請要項等に関する質問に対する回答について

■ 質問 1

項 目	<p>【資料名】： 申請要項 ・ 業務の基準 ・ その他（ ）</p> <p>【ページ・項目】： 12 ページ 「シ 目的外使用について」</p>
質 問	<p>「シ 目的外使用について」の中に、「目的外使用許可を受けた者が使用する食堂、売店、団体交流室を含むセンター全体の一義的管理責任者は指定管理者となります。」と記載されていますが、一義的管理責任とは、具体的にはどのような事を指すのでしょうか。</p>
回 答	<p>食堂、売店、団体交流室については、現在行政財産目的外使用許可のもと各運営主体が使用していますが、指定管理者はこれらのスペースも含めたセンター全体についての管理運営責任を負います。</p> <p>したがって、施設の設備や付属する備品に不具合が生じた際などに、目的外使用許可を受けた運営主体と共に対処する責任があります。</p>

平成 22 年 6 月 18 日

横浜市障害者スポーツ文化センター横浜ラポール指定管理者（第 2 期）

申請要項等に関する質問に対する回答について

■ 質問 2

項 目	<p>【資料名】： 申請要項 ・ 業務の基準 ・ その他（ ）</p> <p>【ページ・項目】： 3 ページ「(5)利用料金 イ 利用料の増収」</p>
質 問	<p>「イ 利用料の増収」の中に、「例えば、高齢者割引などの具体策について検討すること。」と記載されていますが、横浜市は利用料の増収を図るにあたって、高齢者割引を行うべきと考えているのでしょうか。</p>
回 答	<p>高齢者割引については、平成 20 年度に実施された横浜ラポール第三者評価委員会において、委員から提案されましたが、あくまで一つの例示と捉えています。</p>

平成 22 年 6 月 18 日

横浜市障害者スポーツ文化センター横浜ラポール指定管理者（第 2 期）

申請要項等に関する質問に対する回答について

■ 質問 3

<p>項 目</p>	<p>【資料名】： 申請要項 ・ <u>業務の基準</u> ・ その他（ ）</p> <p>【ページ・項目】： 13 ページ「2-(1)-ア 基本事項 (イ)団体競技・バレーボール(知的及び精神障害)」</p>
<p>質 問</p>	<p>ハマピック団体競技のバレーボールに、今回新しく精神障害者が加わっています。</p> <p>現在、精神障害者のバレーボール競技については、当事者団体による神奈川県大会が既に開催されており、その大会によって“関東ブロック予選会”への出場権を競う方式となっていますが、今回加わったこの項目は、神奈川県大会とは別に、ハマピックの新たな競技として精神障害者のバレーボールを行うものと解釈してよろしいでしょうか。</p>
<p>回 答</p>	<p>精神バレーボールについては、すでに神奈川県精神障害者スポーツ大会実行委員会が関東ブロック大会への出場権を競う大会を実施しています。横浜ラポールでは神奈川県精神障害者スポーツ大会実行委員会と緊密な連携を図り、実行委員会への参加や、関東ブロック大会及び全国大会を実施する自治体へのエントリーなどの連絡・調整の段階から、ハマピックの個人競技と同様、支援する体制を整えてください。したがって、現時点でハマピックの新たな競技として、精神障害者のバレーボールを行なうものではありません。</p> <p>なお、今後、個人及び団体競技を問わず、障害者スポーツ大会における競技種目に変更された場合、横浜市と協議し、適宜対応をお願いします。</p>

平成 22 年 6 月 18 日

横浜市障害者スポーツ文化センター横浜ラポール指定管理者（第 2 期）

申請要項等に関する質問に対する回答について

■ 質問 4

<p>項 目</p>	<p>【資料名】： 申請要項 ・ <u>業務の基準</u> ・ その他（ ）</p> <p>【ページ・項目】： 13 ページ「2-(1)-イ 業務内容 (イ)来賓及び役員（競技団体）依頼・連絡」</p>
<p>質 問</p>	<p>ハマピックの業務内容に、今回新しく「(イ)来賓及び役員（競技団体）依頼・調整」が加わっています。</p> <p>これは、横浜市の代表選手選考会でもあるハマピックに係る来賓や競技団体役員への依頼・調整を、横浜市が中心となっていくのではなく、指定管理者の責任において指定管理者名で行うものと解釈してよろしいでしょうか。</p>
<p>回 答</p>	<p>「横浜市障害者スポーツ大会(ハマピック)の開催に関すること」の業務の一環として、資料の作成及び来賓や競技団体役員への依頼文の作成並びに連絡・調整を指定管理者の責任において指定管理者名で行なっていただきます。</p> <p>なお、横浜市と指定管理者名の連名が適当と指定管理者が判断するときは横浜市と事前に協議してください。その上で依頼文の作成等をお願いします。</p>

平成 22 年 6 月 18 日

横浜市障害者スポーツ文化センター横浜ラポール指定管理者（第 2 期）

申請要項等に関する質問に対する回答について

■ 質問 5

<p>項 目</p>	<p>【資料名】： 申請要項 ・ <u>業務の基準</u> ・ その他（ ）</p> <p>【ページ・項目】： 13 ページ「2-(2)」 ア 選手選考委員会の議事進行を含む、開催に関する事項 エ 代表選手決定通知等の選手団への連絡・調整</p>
<p>質 問</p>	<p>「(2) 全国障害者スポーツ大会への横浜市選手団派遣に関する事」の中に、今回新しく「ア 選手選考委員会の議事進行を含む、開催に関する事項」と「エ 代表選手決定通知等の選手団への連絡・調整」が加わっています。</p> <p>これは、横浜市代表選手の選考委員会開催や決定通知等を、横浜市が中心となっていくのではなく、指定管理者の責任において指定管理者名で行うものとして解釈してよろしいでしょうか。</p>
<p>回 答</p>	<p>「全国障害者スポーツ大会への横浜市選手団派遣に関する事」の業務の一環として、「ア 選手選考委員会の議事進行を含む、開催に関する事項」における資料の作成及び選手選考委員会の連絡・調整並びに議事進行を指定管理者の責任において指定管理者名で行なっていただきます。</p> <p>「エ 代表選手決定通知等の選手団への連絡・調整」については、代表選手決定通知文の作成及び送付を横浜市で行ない、その他の連絡・調整を指定管理者に行なっていただきます。</p> <p>なお、横浜市と指定管理者名の連名が適当と指定管理者が判断するときは横浜市と事前に協議してください。その上で依頼文の作成等をお願いします。</p>

平成 22 年 6 月 18 日

横浜市障害者スポーツ文化センター横浜ラポール指定管理者（第 2 期）

申請要項等に関する質問に対する回答について

■ 質問 6

項 目	<p>【資料名】： 申請要項 ・ 業務の基準 ・ その他（ ）</p> <p>【ページ・項目】： 14 ページ 「3 聴覚障害者情報提供施設に係る事業 (2) 手話・筆記通訳者派遣事業 ア手話・筆記通訳者派遣事業</p>
質 問	<p>今回新しく加わった(イ)の項目は、平成 22 年 4 月から実施された「横浜市救急手話通訳者派遣事業実施要綱」に基づいた業務を行うものと解釈してよろしいでしょうか。</p>
回 答	<p>その通りです。</p>

平成 22 年 6 月 18 日

横浜市障害者スポーツ文化センター横浜ラポール指定管理者（第 2 期）

申請要項等に関する質問に対する回答について

■ 質問 7

項 目	<p>【資料名】： 申請要項 ・ 業務の基準 ・ その他（ ）</p> <p>【ページ・項目】： 12 ページ 「シ 目的外使用について」</p>
質 問	<p>本施設は、横浜市防災計画において補完施設と位置づけられていますが、このことを対外的にアピールすることは可能でしょうか。</p>
回 答	<p>社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団としてセンターを、例えば、震災時における新横浜周辺の障害者等の要援護者や帰宅困難者の受入施設として計画し、本市防災計画で定められている範囲で周知することは可能です。</p>

平成 22 年 6 月 18 日

横浜市障害者スポーツ文化センター横浜ラポール指定管理者（第 2 期）

申請要項等に関する質問に対する回答について

■ 質問 8

項 目	<p>【資料名】： 申請要項 ・ 業務の基準 ・ <u>その他</u>（様式集）</p> <p>【ページ・項目】： 提出する書類「セ」</p>
質 問	<p>提出書類として、「指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書」となっていますが、事業計画書及び事業報告書については「概要版」と「詳細版」がありますが、どちらを提出すればよろしいでしょうか。</p>
回 答	<p>事業計画書及び事業報告書ともに「概要版」（全部）と「詳細版」（横浜ラポール関連部分）を提出してください。</p>